八潮市立大瀬小学校
いじめゼロ　基本方針

令和７年４月

八潮市立大瀬小学校

「八潮市立大瀬小学校いじめゼロ基本方針」

平成２７年９月１８日『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』が制定されました。前文には、条例の目的や考えが示されており、この条例を踏まえ、八潮市立大瀬小学校いじめ防止対策基本方針を策定します。

八潮市みんなでいじめをなくすための条例（前文）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。
子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、全ての者に求められる喫緊の課題である。

本市では、子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅３原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えてきた。

いじめは、子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するとても身近で、重要な問題であるとの認識に立たなければならない。

ここに、私たちは、いじめをなくすためには、いじめを行わない子どもを育てることが最も大切であるとの考えの下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現するため、この条例を制定する。

１　条例の基本理念（第３条）

１　みんなでいじめをなくすためには、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、いじめを行なわない子どもを育てなければならない。

２　みんなでいじめをなくすためには、子ども、市、市立学校、保護者、市民及び事業者がそれぞれの責務及び役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

２　いじめの定義（条例２条）

「いじめ」とは，子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態例（国の定めたいじめ対策による基本的な方針より）

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○仲間はずれ、集団による無視をされる
○軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
○ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
○金品をたかられたりする
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3　子どもの役割（第４条）

1　子どもは、いじめについて、互いに考え、共に学び合い、いじめを正しく理解するよう努めるものとする。

（方針）

→　いじめとは、何かを理解し、いじめを行いません。

2　子どもは、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。

（方針）

→　相手のことを考え、優しくし、仲よくする。

3　子どもは、いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努めるものとする。

（方針）

→　いじめを見たら、いじめられている子の気持ちにより沿ったり、相談したりする。

4　子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するものとする。

（方針）

→　一人で悩まずに必ず相談する。

4　市立学校の責務　（第６条）

1　市立学校は、子ども及びその保護者に対し、いじめの防止等について、正しく理解させる教育活動等を実施しなければならない。

（方針）

→　いじめについての授業等を行ない、子どもや保護者に正しく理解させる。

2　市立学校は、子どもがいじめに関する問題等を安心して相談できる環境を提供しなければならない。

（方針）

→　相談室や保健室を活用し、安心して相談ができるようにする。

３　市立学校は、市、子どもの保護者、市民、事業者及び関係機関等と連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない。

（方針）

→　相談体制を構築し、いじめの防止及び解決に取り組む。

４　市立学校は、学校いじめ基本方針を定めるともに、必要に応じてこれを見直さなければならない。

（方針）

→　いじめの防止等の取組や年間計画の見直しを行う。

５　市立学校は、校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有するとともに、協力体制を構築しなければならない。

（方針）

→　定例の生徒指導校内委員会から情報を発信し、校内で情報を共有して対応する。

第６条第５項に対しての学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・会議等

方針

〇生徒指導校内委員会

内容　（いじめ防止等の対策のための生徒指導部会を設置し、児童の状況の確認やいじめ防止等の取組を計画する。）

構成メンバー（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・生徒指導部員）

開催頻度等（毎月1回・その他必要に応じて　）

〇校内いじめ対策委員会（条例第１０条第１項第３号）

内容（重大事態が発生した際、即座に対応する。）

構成メンバー（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・該当担任）

開催頻度（いじめ発生・疑いがある時、保護者の訴え、いじめによる長期欠席発生時等、必要に応じて）

〇職員会議等での情報交換及び共通理解

内容（全職員で配慮を要する児童の現状や指導について情報交換・共通理解する。）開催頻度（毎月1回）

〇校内研修会

内容（いじめ防止研修・事例研修等）

開催頻度（夏季休業中・その他必要に応じて）

５　市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための対策（第１０条）

（１）いじめの未然防止のための取組

（いじめの未然防止）
１　子どもを対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図る。
２　子どもの保護者及び市民と連携して、いじめの防止に関する活動を実施する。
３　いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、校内委員会を設置する。

方針

〇道徳教育の充実・豊かな人間性と人権感覚の育成
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 人間の強さ弱さを見つめ、理性によって自らをコントロールし、よりよく生きる基盤となる力を育てることからいじめを抑止する。
- 人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきか考えさせる。他の人の考えや生き方を知る。

〇体験活動の充実
- 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。（７０万人体験活動・学校ファーム・人権の花栽培活動　等）
- 福祉体験やボランティア体験、勤労体験、栽培活動等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- 異学年交流、小中・小小連携、幼保小連携、特別支援学校との交流、地域との交流等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。
- 社会教育課と連携し、「命の授業」を実施する。

〇定期的なアンケートの実施
- 学校生活やいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の実態を把握し、いじめの未然防止に努める。（学期に１回）

〇コミュニケーション活動を活かした特別活動の充実
- 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会や生活体験、社会体験を取り入れる。
- 子どもたちが他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。（グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等）
- 児童会活動による自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童会主体で行う。（「自他のいいところみつけ」「ぽかぽかことば」他ニコニコ学校プロジェクト委員会・代表委員会　等の取組、その他の活動　福祉委員会・環境委員会等）
- ニコプロ委員会主催のいじめ撲滅集会を行い、子供たち中心にいじめに対する態度を育成し、いじめのない人間関係を構築する。

・ＳＮＳ上のいじめ については、学年ＰＴＡ活動や学級活動（２）等で情報モラルや危険性について指導・啓発し、情報収集に努めるとともに、保護者協力の下、関係諸機関連携をとり、防止と解決・再発防止に努める。

〇小中一貫教育の推進をとおして

・いじめを生まないためには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠である。「他人と関わることは、面倒だったり嫌なこともあったりするけれど、楽しいことも多いし、人の役に立てたら嬉しい。」と感じる場や機会を作る。小中一貫教育の交流活動をとおし、「自己有用感」を感じ取れる「絆づくり」を進める。

・潮止中ブロックで小中合同児童会・生徒会を開き、「いじめ撲滅スローガン」を作成する。

・潮止中生徒によるマリーゴールド苗の贈呈と大瀬小正門前での栽培活動

〇児童の出欠席の確認

・児童の欠席や遅刻の様子を把握し、未然防止に努める。

・家庭訪問などで保護者との連携を図る。

〇保護者や地域への働きかけ

・授業参観や保護者会、学校ホームページ、学校便り等による広報活動を行い、いじめ防止対策についての啓発をおこなう。親の学習・子育て講座での啓発。

・家庭訪問や個人面談等で児童の様子を共有する。

・ＰＴＡ理事会や地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針などを提供し、意見交換の場を設ける。交通指導員、児童・民生委員、スクールガード等、地域の方からの情報を得る。学校運営協議会等での情報を参考とする。

（２） いじめの早期発見のための取組

（いじめの早期発見）

１　市、子どもの保護者、市民及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備する。

２　子ども及びその保護者に、積極的にいじめに関する相談の機会を提供する。

３　教職員に、いじめに関する相談体制を整備するとともに、研修の機会を提供する。

方針

〇日記や連絡帳等の活用

・日記や連絡帳等の活用によって、担任と児童生徒・保護者は日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

・児童生徒の何気ないつぶやき等より、人間関係や日常生活などの悩みなどを早期に発見する。

・気になる内容には、教育相談や家庭訪問などを行い、迅速に対応する。

○児童、保護者アンケート

・アンケートはいじめ発見の手立ての一つである。実態に合わせ、年に５回実施する。

○日々の観察

・教職員が、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

・いじめ早期発見チェックリストを活用する。

・いじめの相談の窓口を開設し、相談しやすい環境をつくる。学期に１回保護者の教育相談週間を設ける。

○観察の視点

・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

・学年や担任外の全教職員、地域・保護者複数の眼で見守り、情報交換・指導に当たる。

○相談体制の整備、校内研修の充実を図る。

・児童理解研修や指導援助の在り方（ケース会議）研修（ＵＤの視点）カウンセリングの技法、諸検査のフィードバックを生徒指導・相談に生かす。

６　いじめへの初期対応（第１３条）

（いじめへの初期対応）

１　いじめを受けた子ども及びいじめを知らせた子どもの安全を確保するとともに、いじめを行なった子どもに適切な指導をすること

２　いじめに関して必要な情報を収集し、及び教育委員会に報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者並びにいじめを行なった子ども及びその保護者に対し、それぞれの子どもが健全に成長することができるよう、必要な措置を講ずること

３　いじめを受けた子どもが安心して学習できるよう、必要な措置を講ずること

方針　～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

・いじめと疑われる行動を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、いじめられた児童とその保護者に寄り添い、真摯に話を聞く。

・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、組織で対応する。また、場合によっては、関係諸機関との連携を図る。情報記録・事実確認に努める。

○いじめられた児童または保護者への支援

・いじめられた児童の保護に努める。また、その日のうちに、保護者へも連絡をし、心配や不安を取り除く。

・いじめられた児童が安心して学校生活を送れる体制を作る。
・教育相談等を活用し、児童の心のケアに努める。

〇いじめた児童への指導又は助言

・複数の教職員で対応し事実確認をする。
・いじめた児童に対して、相手の苦しみと悲しみに思いを寄せる指導を十分に行なうとともに「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
・いじめた側の保護者へは、事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携をし、以後の対応を適切に行なっていく。

7　インターネットを通じて行なわれるいじめへの対策（第１１条）

（インターネットのいじめの対策）

1　市立学校は、子どもを対象とした情報を収集し、適切な措置を講じなければならない。

2　市立学校は、子ども及びその保護者に、情報モラルに関する教育の充実及び啓発の推進を図らなければならない。

3　市は、全項２項の対策を支援しなければならない。

4　保護者は、その保護する子どもに対し、インターネットの利用に関して、家庭での取決めを行う等の適切な措置を講ずるものとする。

方針

・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。保護者にも理解・協力をもとめ、家庭と連携して指導を行う。
・児童の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報する。（市教委・関係機関との連絡調整）
・学校は、情報モラル教育を行い、児童にネットいじめに対する知識を理解させる。

8　八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第１２条）

（小中一貫教育におけるいじめへの対策）

市立学校は、小学校入学から中学校卒業までの期間において行う小中一貫教育を行なう上で、関係する市立学校間において効果的に情報を共有するなど、その特性を生かしたいじめの防止等に取り組まなければならない。

方針

潮止中学校　ブロックで、次のことを行う。

〇教職員間での情報の共有

定期的に職員の交流を図ったり（授業公開、授業交流）情報の共有（合同研修会）を行なったりし、いじめの防止等に取り組む。

・教職員ジョイント研修（小学校から中学校へ 中学校から小学校へ　年各２回）
・小中一貫教育合同研修会（全体会・３部会）（夏季休業中）
・小中連絡会
・授業研究会の相互参観

〇児童生徒の交流活動

・児童生徒の交流（あいさつ運動、授業交流）等を行い、いじめのない、明るく楽しい学校生活が送れるようにする。
・小中合同あいさつ運動（実施を検討）
・潮止中ブロック合同学校保健委員会（年１回）
・潮止中・大原中３ｄａｙｓ（中学２年生　各３～４名が小学校へ）
・小中ジョイント教室（年１回）

９　重大事態（第１５条）

（重大事態の対処）

１　市立学校は、校内対策委員会による調査を行なうとともに、当該重大事態が発生した旨を教育委員会を経由して、直ちに市長に報告すること。

（※資料３　フロー図参照）

（１）重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第２８条）

（２）重大事態への学校の取組方針

① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。

② 当該事案について、校内いじめ対策委員会にて、調査を行なう。また、教育委員会のいじめ対策委員会と協力して調査も行なっていく。

③ 上記調査について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
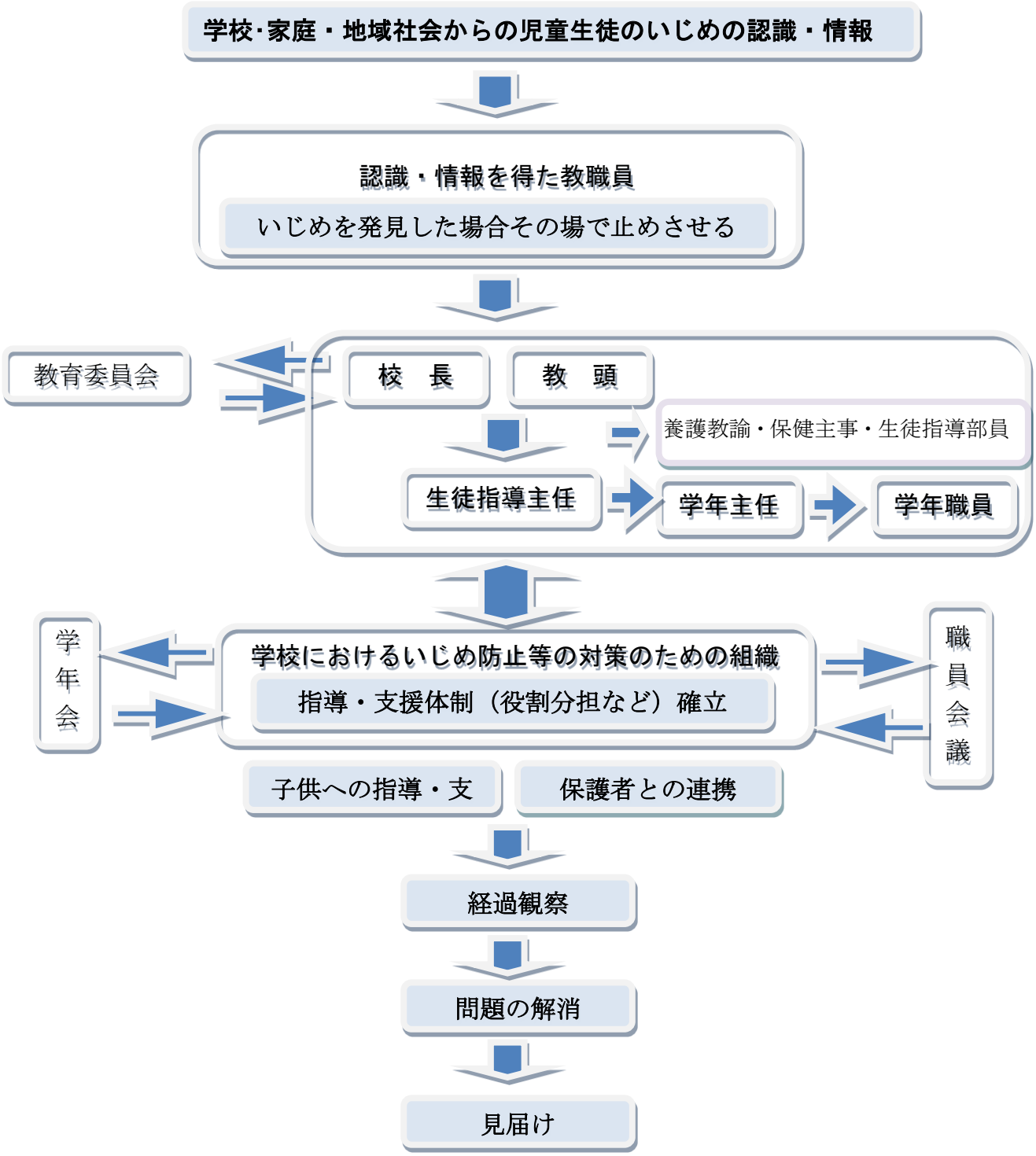
10　いじめ問題への組織的対応図